

老齢年金の受給資格要件の改正について



厚生労働省年金局事業管理課

平成28年12月21日

老齢年金の受給資格期間の短縮

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が平成28年11月24日に公布（平成28年法律第84号）。

○老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する改正の施行期日 平成29年8月1日

○受給資格期間の短縮

老齢基礎年金等の受給要件を満たすために必要な受給資格期間※を25年から10年に変更。

※受給資格期間：国民年金の保険料納付済・免除期間、厚生年金や共済年金等の加入期間、合算対象期間（いわゆるカラ期間）

＜受給資格期間を満たすための制度＞

・国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない者は、最長70歳まで国民年金に任意で加入可能。

・国民年金の後納制度（平成27年10月から平成30年9月までの時限措置）

5年後納制度を実施中。過去5年間の未納保険料を納付することが可能（老齢基礎年金の受給権者を除く）。

・合算対象期間

合算対象期間（カラ期間）は、年金額には反映しないが老齢基礎年金の受給資格期間に算入できる期間。

【主な合算対象期間（カラ期間）】

- 1 サラリーマン（厚生年金保険や共済組合などの加入者）の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）
- 2 学生で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで）
- 3 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から）
- 4 昭和36年4月から昭和61年3月の間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月以後65歳までの間に納付済期間または免除期間がある場合の脱退手当金の対象期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）